

群馬県指定選手・指導者活動支援補助事業実施要項

令和8年4月1日

第1（目的）

2029年に群馬県で開催される第83回国民スポーツ大会における総合優勝獲得に向け、活躍が期待される選手及び指導者（以下「指定選手等」という。）の活動を支援し、本県選手の競技力の向上、国民スポーツ大会への出場意欲・モチベーションの向上及びスポーツ活動に専念できる環境整備を図るため、群馬県指定選手・指導者の活動の支援を行う。

第2（交付対象団体）

補助金の交付対象団体は、公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）に加盟する競技団体とする。

第3（指定基準及び要件）

- 1 指定選手等の対象は、次のすべての要件を満たす者とする。
 - ①優秀な競技能力を有する中学生以上の選手、チーム及び指導者。
 - ②第83回国民スポーツ大会での優勝を目指し、群馬県代表として出場する意思のある者。
- 2 指定のランク基準は、別表1に掲げるとおりとする。

第4（指定の手続き及び選考）

- 1 県スポーツ協会は、加盟競技団体等からの推薦に基づき、群馬県スポーツ競技力向上対策推進本部（以下「推進本部」という。）へ候補者を推薦するものとする。
- 2 推進本部は、前項の推薦を受け指定選手等を決定し、通知するものとする。
- 3 指定期間は、指定年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

第5（補助対象経費及び補助金額）

- 1 補助金の対象となる経費は、指定選手等の強化活動、遠征、用具購入その他競技力向上に要する経費とする。
- 2 補助金の額は、指定選手等のランク別に応じ、別表1に定める額を上限として予算の範囲内で決定する。

第6（交付申請及び決定）

- 1 補助金の交付を受けようとする競技団体は、推進本部が定める期日までに、所定の様式により交付申請書を提出しなければならない。
- 2 推進本部は、申請内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定する。

第7（実績報告）

交付を受けた競技団体は、群馬県スポーツ振興費補助金に定める日までに、実績報告を行わなければならない。

第8（指定の取消し等）

- 1 指定選手等に公序良俗に反する行為があったときは、指定を取り消すものとする。
- 2 前項の規定により指定が取り消された場合、又は補助金が適正に使用されなかった場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

第9（その他支援策）

- 1 指定選手等は、推進本部及び県スポーツ協会が実施する強化事業に積極的に参加しなければならない。
- 2 県スポーツ協会は、指定選手等が実施するメディカルチェック、体力・筋力測定等の費用を免除するものとする。
- 3 指定者としての自覚と誇りを持たせるため、推進本部は、指定証を発行・交付する。

第 10（指定区分）

- 1 指定における活動支援金の額は、別表 1 のとおりとする。

別表 1

ランク	成績条件	補助上限額 (活動支援金)
S	全国大会優勝以上	30 万円
A	全国大会 2 位～4 位	10 万円
B	全国大会 5 位～8 位	5 万円
C	関東大会 3 位以内	—
ターゲット世代	上記ランク以外で競技団体が推薦する推薦時中学 1・2 年生及び小学 6 年生の選手	—
指導者	S ランク選手・チームを日常指導する主たる指導者	10 万円

- 2 競技団体は、成年種別及び少年種別（中・高体連が所管する少年種別は除く）について推薦するものとする。
- 3 中・高体連は、当該選手の学校長の内諾を得たうえ推薦するものとする。
- 4 選手・指導者の指定は、次のとおりとする。
 - ①強化指定選手
上記ランク基準に該当する選手。ただし、チーム及び団体競技は該当する大会の競技人数とする。
 - ②強化指定指導者
S ランク選手及びチームを日常指導している主たる指導者
 - ③ターゲット世代
A・B・C ランクに該当しない、推薦時中学 1・2 年生及び小学 6 年生の選手で、競技団体が将来性などを考慮し、今後活躍が期待できると認めた選手。
- 5 指定対象となる大会期日は、推薦年度の前年 1 月から 12 月末日までとする。但し、冬季競技（スケート・アイスホッケー・スキー）については、前年 4 月から当年 3 月末日までとする。
- 6 全国大会とは、国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全国高等学校選手権大会、全国中学校体育大会、全日本学生選手権大会及び全日本ジュニア選手権大会等とする。ただし、上記大会のない競技については、これに準ずる国内最高権威の大会とする。

第 11（執行方法）

執行方法については、群馬県スポーツ振興費補助金交付要綱に準ずる。